

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝

千葉県公安委員会規則第3号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「千葉運転免許センター長」を「運転免許課長」に、「運転免許センター長」を「運転免許課長等」に改める。

第13条第1号中「千葉運転免許センター」を「運転教育課」に改める。

第18条の2に次の1項を加える。

2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。

(1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。

(2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。

第19条の2第2項中「運転免許センター長」を「運転免許課長等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

別表第3一般国道128号の項中「高田字屋芝768番2」を「東金市台方字下浦沼1, 229番1」に改め、同表一般国道464号の項中「成田市」を「鎌ヶ谷市初富字林跡928番25地先から成田市押畑字浅間下1, 174番2地先まで及び成田市」に改める。

別記第11号様式（その1）中

「2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センターに提出してください。

3 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センターまでお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉運転免許センター  
住所 千葉市美浜区浜田二丁目1番  
電話

- 「 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに、千葉県警察本部交通部運転免許本部に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

に改め、

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

」

同様式（その2）中

- 「 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転免許センターに提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転免許センターまでお問い合わせください。

を

千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転免許センター  
住所  
電話

」

- 「 2 診断書を提出する場合は、年 月 日までに千葉県警察本部交通部運転免許本部に提出してください。
- 3 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

に改め、

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

」

同様式（その3）及び（その4）中

- 「注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転免許センターまでお問い合わせください。

を

千葉県警察本部交通部運転免許本部 運転免許センター  
住所  
電話

」

- 「注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

に改める。

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

」

別記第 1 1 号様式の 2 中

「  
注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部  
千葉県運転免許センターまでお問い合わせください。 を

千葉県警察本部交通部運転免許本部千葉県運転免許センター  
住所 千葉市美浜区浜田二丁目 1 番  
電話

「  
注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部  
までお問い合わせください。 に改める。

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。